

ポスターの送付について

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。
本送付物は、医療機関・薬局に順次送付しております。

【同封物】

- ・「医療機関・薬局における受付方法について」ポスター1部

【ポスター内容】

令和6（2024）年12月2日以降、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに移行しておりますが、12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間（※）、引き続き使用できます。また、12月2日以降は、健康保険証として利用できるマイナンバーカードがお手元にない方などには、従来の健康保険証の有効期限内に資格確認書が順次交付されており、これまで通り医療にかかることができます。

医療機関・薬局において、マイナ保険証ならびに、有効期限内の健康保険証や資格確認書でも受付ができることを案内するポスターを作成しております。ぜひ、施設内で掲示していただき、マイナ保険証の利用促進及び受付方法の周知にご活用ください。

（※）有効期限が令和7（2025）年12月1日より前に切れる場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合はその有効期限まで。

◆ オンライン資格確認に関する各種周知物をご用意していますのでご活用ください

同封いたしましたポスターの電子媒体については、下記URLからダウンロードして使用することができます。また、厚生労働省ホームページでは、周知用素材も掲載しておりますので積極的にご活用下さい。

ポスターのダウンロードはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001371373.pdf>



厚生労働省ホームページはこちらから

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html



<送付元>

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課
社会保険診療報酬支払基金

<お問い合わせ先>

1. 医療機関等向け総合ポータルサイト：<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>
2. オンライン資格確認等コールセンター：0800-080-4583（通話無料）
（月～金（祝日を除く）：8:00-18:00、土（祝日を除く）：8:00-16:00）
3. オンライン資格確認等お問い合わせフォーム：
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=com_med_inquiry

※裏面に目視確認モードの改善に関するご案内資料がございます。ぜひご確認ください。

顔認証付きカードリーダーの目視確認モードが改善されました

何らかの事情で顔認証や暗証番号での本人確認ができない方に対してご利用いただく、目視確認モードについて、これまでは立ち上げる際に資格確認端末から操作が必要でしたが、顔認証付きカードリーダーの操作のみで利用できるように改善されました。

目視確認モードの使用場面

以下のような場合に、医療機関等の職員が顔認証付きカードリーダーを目視確認モードに切り替え、目視確認を行ってください。

- 顔認証がうまくいかず、かつ患者本人が暗証番号を忘れてしまった(又は暗証番号を3回連続で間違えてロックがかかった)場合
- 患者ご本人が認知症・障害等により、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 体調・状況が悪化して、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 機械のトラブル等で顔認証や暗証番号の入力操作ができない場合



目視確認モード使用時の流れ

1

顔認証付きカードリーダーの画面で《職員用ボタン》を選択してください。

職員用ボタン

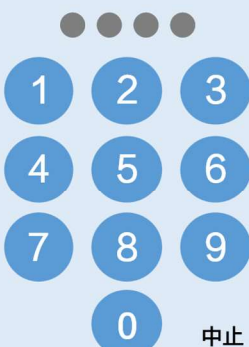
●●●病院
マイナンバーカードを置いてください。



2

事前に発行された目視確認用パスコードを入力してください。

目視確認用パスコードを入力してください



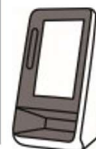
3

職員が顔写真を目視で確認して本人確認を行い患者にマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことをご案内ください。

資格確認を開始します。

目視で本人確認を行いマイナンバーカードを置いてください。

中止



③以降は通常どおりの同意画面に遷移します



- 目視確認モードを使用するにあたり、事前にオンライン資格確認等システムからパスコードの発行が必要になります。
- オンライン資格確認等システムの「メニュー」の《アカウント情報管理》から《目視確認用パスコード発行》をクリックして発行してください。